平成２２年（フ）第１１６０号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央２丁目３番３号　バイオレットハイム205号、旧住所埼玉県久喜市栗橋東４丁目11番32号
債務者　野崎美保子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５１号
埼玉県川口市飯塚１丁目９番34号　山口ハイツＡ202号
債務者　高橋佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８７号
埼玉県川口市芝富士１丁目４番11―103号　芝富士ハイツ
債務者　長澤　康恵
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市谷山塩屋町291番地
債務者　藤田　實道
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
群馬県太田市宝町711番地１　タスクマンション102号
債務者　長谷川正人
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１１６２号
埼玉県新座市石神１丁目９番22号　貫井コーポＡ棟105号室
債務者　横田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３４号
埼玉県幸手市中５丁目３番16号
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６８号
埼玉県新座市馬場３丁目２番５号　セピアコート馬場102号室
債務者　山中　常晴
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６９号
埼玉県新座市馬場３丁目２番５号　セピアコート馬場102号室
債務者　山中　明子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６５号
さいたま市南区白幡４丁目19番１―303号
債務者　田　　日明
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８８号
埼玉県加須市久下1642番地14
債務者　安達　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２１号
埼玉県川口市芝園町３番３―1242号　芝園団地
債務者　渡邉ミサ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８０５号
大阪府豊中市緑丘４丁目39番８号、事業所所在地大阪市東淀川区大隅１丁目６番67号
債務者　スタジオ・ワンこと　村上　伸夫
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０９号
大阪府東大阪市水走２丁目５番８―302号
債務者　栂本　輝夫
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９０号
大阪市西淀川区大和田５丁目２番20―910号
債務者　石澤　明義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９７号
大阪市浪速区恵美須西１丁目５番５―607号
債務者　大柳　良幸
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４０号
大阪府交野市倉治５丁目29番２号
債務者　前田　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部